

津久見市企業立地促進条例

(平成 30 年 6 月 28 日条例第 21 号)

改正 令和 7 年 3 月 21 日条例第 17 号

(目的)

第1条

この条例は、本市における企業立地の促進、雇用機会の拡大及び当該企業に勤務する者の居住環境の整備を支援することにより、立地企業の活性化、若年労働力の確保を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

法人、個人又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1号に掲げる事業協同組合又は第7号に掲げる協業組合であって、総務省が定める日本標準産業分類のうち市長が別に定める業種を営むものをいう。

(2) 指定事業者

助成措置の対象となる事業者として第4条第2項の規定による指定を受けた事業者をいう。

(3) 事業所

工場、営業所、事業場、研究所、商店その他の事業の用に供する施設をいう。

(4) 新設

市内に事業所を有しない事業者が、新たに市内に事業所を設置し、又は市内に事業所を有する事業者が、既存の事業所の規模を拡大する目的で、当該事業所の敷地又は隣接地以外の市内の場所に新たに事業所を設置すること。

(5) 増設

市内に事業所を有する事業者が、当該事業所の規模を拡大する目的で、市内にある当該事業所の敷地若しくは隣接地に新たに事業所を設置し、又は当該事業所において設備を増強すること。

(6) 設備投資額

事業所の新設又は増設（以下「事業所の立地」という。）に係る費用のうち、事業者が取得した所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産であって、直接事業の用に供されるものの取得に要した費用の総額をいう。ただし、事業所の立地に伴う操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）が、平成30年4月1日以降で、かつ、当該資産の取得の日から操業開始日までの期間が3年以内となる場合の資産の取得に要した費用に限る。

(7) 用地取得費

事業所の立地又は社宅の用地に必要な土地（地方税法（昭和25年法律第26号）第341条第2号に規定する土地をいう。）の取得に事業者が要した費用の総額をいう。ただし、操業開始日（社宅にあつては、社宅が完成した日。以下この号において同じ。）が、平成30年4月1日以降で、かつ、当該土地の取得の日から操業開始日までの期間が3年以内となる場合の土地の取得に要した費用に限る。

(8) 従業者

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受け、かつ、労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に規定する労働者名簿に登録されている者をいい、市内に配置換えになったにすぎない者、代表権を有する法人役員及び短時間労働者の雇用管理の改善等の法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を含まないものとする。

(9) 新規雇用従業者

事業所の立地に伴い市内の事業所において新たに雇用された従業者で、操業開始日から1年を超えて就業し、かつ、市内に住所を有する者をいう。ただし、操業開始日の6月前における従業者数を上回る場合に限る。

(10) 社宅整備

市内に事業所を有する事業者が、市内において、社宅を新築若しくは同一敷地内等に増築し、又は社宅として活用するために中古住宅を購入し、及び整備することをいう。

(11) 社宅整備費

社宅整備に係る費用のうち、事業者が取得した所得税法施行令第6条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる資産であって、直接社宅の用に供されるものの取得に要した費用の総額をいう。ただし、平成30年4月1日以降に

完了した社宅整備に要した費用に限る。

(12) 社宅入居者

事業所の従業者のうち、社宅の完成以後、社宅に入居するまで市内に住所を有し、1年を超えて社宅に入居した者をいう。

(13) 転入社宅入居者

事業所の従業者のうち、社宅の完成以後、市内に転入して社宅に入居し、1年を超えて社宅に入居した者をいう。ただし、当該市内に転入して社宅に入居した日前1年以内に市内に住所を有していた者を除く。

(14) 中古住宅

建設工事の完了から1年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅をいう。

(助成措置)

第3条

市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、指定事業者に対し、次の各号に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める助成措置を行うことができる。

(1) 設備投資助成金

当該設備投資額に100分の5を乗じて得た額（当該助成金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を、第4条第2項の規定により指定した年度から3年度にわたり事業者に対して交付することができる。ただし、1の年度の総額が300万円を超えるときは、300万円とする。

(2) 雇用促進助成金

新規雇用従業者を雇用した場合に、当該新規雇用従業者1人につき30万円を、第4条第2項の規定により指定した年度から3年度にわたり事業者に対して交付することができる。ただし、1の年度の総額が300万円を超えるときは、300万円とする。

(3) 社宅整備助成金

当該社宅整備費に100分の5を乗じて得た額（当該助成金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この号において「助成基準額」という。）のうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額を、第4条第2項の規定により指定した年度から3年度にわたり事業者に対して交付することができる。

ア

社宅の全戸数の2分の1以上に社宅入居者又は転入社宅入居者（以下「社宅入居者等」という。）が入居し、当該社宅の全戸数に対する転入社宅入居者の数の割合が5分の1未満の場合

1の年度につき、当該助成基準額に、2分の1を乗じて得た額。ただし、その額が150万円を超える場合は、150万円とする。

イ

社宅の全戸数の2分の1以上に社宅入居者等が入居し、かつ、当該社宅の全戸数に対する転入社宅入居者の数の割合が5分の1以上の場合

1の年度につき、当該助成基準額に相当する額。ただし、その額が300万円を超える場合は、300万円とする。

ウ 一戸建て中古住宅に社宅入居者等が1世帯以上入居した場合

1の年度につき、当該助成基準額に相当する額。ただし、その額が100万円を超える場合は、100万円とする。

2

同一の年度に交付する前項各号に掲げる助成金が複数あるときは、同項の規定にかかわらず、1の指定事業者に対して交付する助成金総額の上限は、1の年度につき500万円とする。

（指定事業者の指定等）

第4条

指定事業者の指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2

市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、及び必要な調査を行い、次条に定める要件に適合すると認めるときは、当該事業者を規則で定めるところにより、指定事業者として指定するものとする。

3

市長は、前項の規定による指定を行うに当たっては、条件を付することができる。

（指定事業者の要件）

第5条

前条第2項に規定する要件は、次の各号に掲げる助成措置の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める要件のいずれにも該当する場合とする。

(1) 設備投資助成金

ア

設備投資額及び用地取得費の合計が、資本金の額が1億円超である事業者にあつては2,000万円、資本金の額が5,000万円超1億円以下である事業者にあつては1,000万円、資本金の額が5,000万円以下である事業者又は個人にあつては500万円を超えていること。

イ

新規雇用従業者が、資本金の額が1億円超である事業者にあつては3人以上、資本金の額が5,000万円超1億円以下である事業者にあつては2人以上、資本金の額が5,000万円以下である事業者又は個人にあつては1人以上であること。

(2) 雇用促進助成金

ア

設備投資額及び用地取得費の合計が、資本金の額が1億円超である事業者にあつては2,000万円、資本金の額が5,000万円超1億円以下である事業者にあつては1,000万円、資本金の額が5,000万円以下である事業者又は個人にあつては500万円を超えていること。

イ

新規雇用従業者が、資本金の額が1億円超である事業者にあつては3人以上、資本金の額が5,000万円超1億円以下である事業者にあつては2人以上、資本金の額が5,000万円以下である事業者又は個人にあつては1人以上であること。

(3) 社宅整備助成金

ア

前条第1項の規定による申請が、法人格を有する事業者又は法人の代表権を有する役員からの申請であること。

イ

用地取得費及び社宅整備費の合計が5,000万円を超え、かつ、当該社宅の戸数が4戸以上であること。ただし、一戸建て中古住宅については、用地取得費及び社宅整備費の合計が1,250万円を超えること。

ウ 当該社宅の社宅整備が、平成30年4月1日以降に完了していること。

エ 社宅の全戸数の2分の1以上に社宅入居者等が入居していること。
(助成金の交付申請)

第6条

指定事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を行うものとする。

(指定の承継)

第7条

譲渡、合併その他の理由により指定事業者の事業を承継した事業者は、指定事業者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2

市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、指定事業者の地位の承継を承認するものとする。

(変更の届出)

第8条

指定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1)

第4条第1項に規定する指定の申請又は第6条第1項に規定する助成金の交付の申請の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 事業所を廃止し、又は休止したとき。

(指定の取消し等)

第9条

市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した助成金がある場合は、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 指定要件を欠くに至ったとき。

(2) 前条第2号に規定する事業所の廃止又は休止の届出があったとき。

(3)

偽りその他不正な行為により、指定事業者の指定又は助成措置を受けたとき。

(4) この条例又は規則に違反する行為があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(報告又は調査)

第10条

市長は、指定事業者に対し、この条例の施行に必要な事項において報告を求め、又は当該職員に、当該事業所その他関係施設に立入調査をさせることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2

改正後の津久見市企業立地促進条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第4条の規定に基づき指定される事業者について適用し、同日前に改正前の津久見市企業立地促進条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定が適用され、旧条例第4条の規定に基づき指定された事業者については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月21日条例第17号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。